

山梨県公報

号外第七十一号

平成二十五年

十月十七日

木 曜 日

山梨県選挙管理委員会
委員長 成 澤 秀 仁

目 次

選挙管理委員会

条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………

県議会の解散の請求又は知事等若しくは県の選挙管理委員会等の委員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………

県議会の議員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第六十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおりである。

平成二十五年十月十七日

山梨県選挙管理委員会

委員長 成 澤 秀 仁

一三、九四四

山梨県選挙管理委員会告示第七十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成二十五年十月十七日

一八二、八六一

山梨県選挙管理委員会告示第七十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条第一項の規定による山梨県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成二十五年十月十七日

山梨県選挙管理委員会

委員長 成 澤 秀 仁

選挙区名	三分の一の数
西八代郡	四、八〇一
南巨摩郡	一、五二一
中巨摩郡	四、六七五
南都留郡	一、三九二
甲府市	五、二三五
富士吉田市	一、八五四
都留市・西桂町	九、八一二
山梨市	一〇、一八六
大月市	七、七七五
韮崎市	八、三八四
南アルプス市	一、九二五
北杜市	一、七〇八
甲斐市	一、九二八
笛吹市	一、九一三
上野原市・北都留郡	七、六二三
甲州市	九、四二一
中央市	八、〇四三

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番